

避難行動要支援者に関する調査を実施します



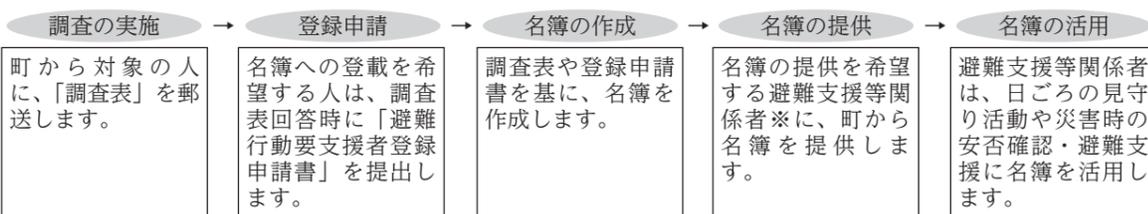
町では、災害が発生したときまたは、災害が発生する恐れがあるとき、迅速に避難するために、第三者の支援が必要な人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するために、調査を実施します。

時 令和4年1月下旬～2月

関 令和4年1月1日時点で①～⑥のいずれかに該当する人

- ①75歳以上の高齢者のみの世帯の人、②介護保険の要介護3以上の人、③障害者手帳の障害の程度が1級または2級の人（視覚、聴覚、音声・言語機能障害は1級～6級の人）、④療育手帳をお持ちの人、⑤精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級または2級の人、⑥厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業対象疾患患者

▷避難行動要支援者名簿作成から活用までの流れ



町から対象の人に、「調査表」を郵送します。

名簿への登載を希望する人は、調査表回答時に「避難行動要支援者登録申請書」を提出します。

調査表や登録申請書を基に、名簿を作成します。

名簿の提供を希望する避難支援等関係者※に、町から名簿を提供します。

避難支援等関係者は、日ごろの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援に名簿を活用します。

※避難支援等関係者…自治会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、警察、消防機関
 ※避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

▷調査への支援と日ごろからの関わり合いについて

この調査により、毎年名簿を更新しています。対象者の中には、ご自身だけでは回答ができない人がいます。日ごろからの関わりの中で、調査対象者や、気になっている人がいる場合には、申請の支援をお願いします。また、日ごろからの関わり合いについて、この調査を期に改めて考えてみましょう。

固 高齢者支援課 ☎820-5605



介護保険制度ってどうなってるの？ ～地域包括ケアシステム推進に向けて～(13) 介護サービスを利用したときにかかる費用は？-要介護編-



介護サービスにかかる費用は、要介護度や利用するサービスによって異なります。今回は、要介護者の人の一例をご紹介します。

Aさん 79歳 男性 要介護1 自己負担：1割

一人暮らしのAさん。最近、物忘れが増え、家事も大変になってきました。友人と会ったり、外出することもほとんどなくなりました。このまま閉じこもりがちになって、体力の低下や物忘れが進んでしまうのではないかと心配しています。Aさんはケアマネジャーと相談して通所介護（デイサービス）と訪問介護（ヘルパー）を週2回ずつ利用することになりました。



1ヶ月（4週で換算）の費用

○通所介護 通所介護費（通常規模型7時間以上8時間未満・要介護1） ⇒ 6,550円 × 月8回 = 52,400円	➡	介護サービス費用の合計 70,400円
○訪問介護 訪問介護費（生活援助45分以上） ⇒ 2,250円 × 月8回 = 18,000円		自己負担額（1割負担の場合） 7,040円

※基本報酬の費用です。事業所により加算・減算があります。また事業所の所在地により、費用は異なります。食費などの諸費用は含みません。

固 高齢者支援課 ☎820-5605

熊野こころの虹家族会のお知らせ

精神障害を抱える人のご家族を対象に、家族会を開催しています。

経験を話し聞くことで、お互いの苦勞を分かち合い、ご本人への対応を学び合える場です。

一人で悩まずに、まずは他のご家庭の話聞いてみませんか。飲み物持参で、お気軽にご参加ください。

時 毎月第4金曜日13:30～15:30

所 熊野町中央地域健康センター デイルーム

固 健康推進課 ☎820-5637

家族会会長 草道 ☎090-5691-8698

熊野町地域福祉計画 住民ワークショップ参加者募集

熊野町では、これからの地域福祉とまちづくりに必要なもの、地域の皆さんが意見を出し合う「住民ワークショップ」を開催します。

地域福祉に関心がある人はぜひご応募ください。※チラシは各公民館・地域健康センター等窓口に設置

時 12月17日(金)13:30～15:30

所 熊野町役場 3階会議室

関 町内在住者、町内事業所などの従事者

定 30人

申 12月14日(火)までに申込書を社会福祉課に提出

固 社会福祉課 ☎820-5635 ☎855-0155

E-mail: shafuku@town.kumano.hiroshima.jp

令和3年度 身体障害者等更生援護功労者等知事表彰

熊野町身体障がい者福祉協会理事の森山俊恵さん（貴船）が、熊野町身体障がい者福祉協会の発展のためご尽力いただいた功績により、「身体障害者等更生援護功労者等知事表彰」を受けられました。おめでとうございます。



(社会福祉課)

12月3日～9日は障害者週間 ～障害のある人もない人も共に支え合う社会へ～

すべての人が、障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、「障害者差別解消法」がつけられました。この法律では、行政機関や民間事業者が障害のある人への「合理的配慮」を行うことが求められています。正当な理由なく、障害を理由に事業者がサービスの提供を断ったり、条件をつけたりすることは、禁止されています。

不当な差別的扱いを受けたなど、困ったことがあったら、社会福祉課に相談してください。

固 社会福祉課 ☎820-5635 ☎855-0155

令和4年すこくまポイントカードを配布します

令和4年1月1日以降の「すこくまポイント」を貯める「すこくまポイントカード」を12月13日(月)から交付します。

令和3年用のポイントカードでは令和4年1月1日以降のすこくまポイントを貯めることができませんので、令和4年1月1日以降にすこくまポイント対象事業に参加する人は、事前に交付を受けてください。

○すこくまポイントカード交付申請窓口

高齢者支援課、町民会館、くまの・みらい交流館、熊野東防災交流センター

関 熊野町に住所を有し、令和4年1月1日現在で満40歳以上の人

固 高齢者支援課 ☎820-5605

すこくまポイントカード交付から奨励金支給までの流れ

①交付申請窓口で「すこくまポイントカード」の交付申請をする。



②ボランティア活動や町の主催事業に参加してポイントを貯める。



※ポイント対象事業には右のイラストが記載されています。



③1年間で貯めたポイントで、翌年1月に奨励金支給の申請をする。